【論 説】

タイにおけるロヒンギャ人身売買問題

鈴 木 佑 記

目 次

はじめに

- 1. ロヒンギャについて
- 2. インド洋の南下
- 3. 急増するロヒンギャへの対応
- 4. ジャーナリズムの危機 おわりに

はじめに

2017年7月19日、タイの刑事裁判所(第一審)で重大な判決が下った。 ロヒンギャなどの人身売買に関与したとして、元陸軍中将を含む 62 人の有罪が確定したのである。軍事暫定政権下のタイだからというわけではなく 11 、文民統制が働いているときにおいても軍の将官クラスの人間が公に断罪されることは珍しい 21 。地方で政治的影響力を持つ実力者とブローカーとの間で莫大な金銭が動いていた事実は世間の耳目を集める結果となった。

ロヒンギャ問題で、タイ軍部が最初に注目を浴びたのは 2009 年のことである。同年1月26日に CNN が報道した、ロヒンギャを乗せた老朽化した船を「タイ国軍 (Thai army としているが海軍を意図する記述)」の船が曳航する光景をおさめた写真は、世界に衝撃を与えた³⁾。曳航したあと海上でロープを切り離し、ロヒンギャを乗せた船を見棄てたからである。この「海上置き去り事件」は 2008 年12 月に起きた。ロヒンギャが乗船するマレーシアを目指す船が、タイの海軍 (水上警察ともいわれる) に拿捕されたことに

始まる。ロヒンギャたちはタイ沿岸部で拘束された後に、銃口で脅され船に乗せられ、最終的には沖に押し出されたというのである。放置される前に渡された水と食料は少量であり、10日間海上を漂流して生き延びたロヒンギャが後日明らかにした⁴⁾。

この事件が明るみに出た後、国内外のメディアがタイの軍と警察の動向を注視し始めた $^{5)}$ 。また国際 NGO は、不法入国者に対する人権を軽視した、タイ政府の難民 $^{6)}$ 管理体制について疑義を呈するようになった $^{7)}$ 。国際社会の目がタイの軍、警察、政界に注がれるようになり、結果として 2017 年の判決に至ったわけである。国軍の重要役職に就く人物が、人身売買という違法かつ非人道的な所業に直接的に関与していた事実が発覚することになった背景はそのようなものである。

有罪判決を下された元陸軍中将の名はマナット・コンペン(Manas Khongpaen)といい、かつて陸軍第42軍管区(ソンクラー県、パッタルン県、サトゥーン県)の司令官を務め、そして国内治安維持部隊(Internal Security Operations Command)第4管区(チュンポーン県、ラノーン県、ソンクラー県、サトゥーン県、ヤラー県、パッタニー県、ナラティワート県)の第1特殊部隊(ラノーン県)を率いていた。管区に属するいずれの県もタイ南部であり、とりわけマレーシア国境およびミャンマー国境と接する地域で権力を握っていたことになる。その他、軍人以外にも元県自治体長など複数名の役人や警察官がロヒンギャの人身売買に関わっていた事実はタイのメディアで大きく報道された。彼らの悪事が白日のもとにさらされる大きな契機となったのは、ジャーナリストたちによる記事であった。その詳細は第4章で論じることになる。

マナット元陸軍中将が関与した人身売買事件により、近年タイにおいてもロヒンギャへの注目が集まりつつある。しかしながら、近隣国のロヒンギャを対象とする先行研究に比べると研究蓄積が際立って少なく、タイのロヒンギャ問題については不明な点が多い。例えば、ロヒンギャが多く暮らすバングラデシュやミャンマーを研究対象とする論考は邦語に限定しても多数執筆

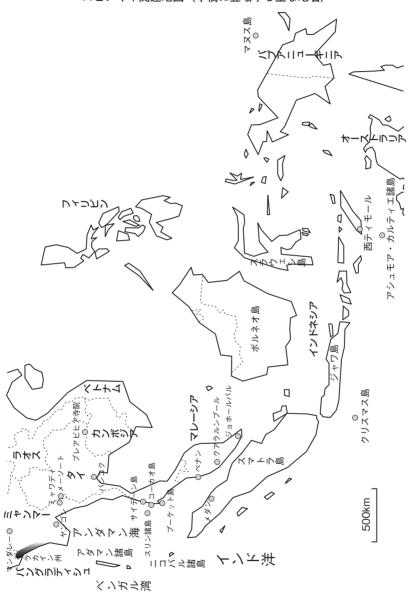
されており⁸、英語も含めれば膨大な数になる⁹。その一方で、タイのロヒンギャを対象としたものは、邦語ではいくつかの報告がなされているのみであり¹⁰⁾、英語やタイ語でもまとまった研究はほとんど行われていない¹¹⁾。そのため、2009 年以降に注視されるようになったタイのロヒンギャについて、この 10 年間に起きた事件の前後関係さえ整理されていない状態である。本稿では、タイのロヒンギャ難民について、マレーシアを目指す途上で捕まった人々を中心に取り上げる。まず第1章では、ロヒンギャが難民となった歴史的過程を追う。続く第2章では、マレーシアへ向かうロヒンギャが急増した背景を確認する。第3章では、主にジャーナリストと人権団体が発表した記事に基づいて、タイの水上警察や海軍によって逮捕されたロヒンギャが、どのような扱いを受けてきたのかを明らかにする。そして第4章では、プーケットのウェブサイト上から発信され続けたロヒンギャ情報が、いかにして国際社会の目にとまり、国軍による人身売買関与の露呈に結びついたのか、その過程を描く。最後に、ロヒンギャ人身売買問題について、軍事暫定政権下のタイにおける言論統制の動きと終めて若干の考察を加える。

1. ロヒンギャについて

ロヒンギャが集住する地域は、ミャンマー北西部とバングラデシュ最南部の沿岸域である。ただし、ロヒンギャという民族が昔からこの地域に存在していたわけではない。ラカイン地方を仏教王朝のアラカン王国(ムラウー朝、1429-1785)が支配していた時代に、ベンガル出身のムスリムも一定数同王国内で共に暮らしていた。その彼らの子孫と王国崩壊後にラカイン地方へ流入してきたベンガル人ムスリムとが重なり合うなかで「ロヒンギャ民族」の源流が形成されたと考えられている¹²⁾。

ロヒンギャという呼称が登場するのは 1950 年頃であり、独立直後のビルマ (ミャンマーに名称が変更されたのは 1989 年) に食糧難に陥ったベンガル人ムスリムがラカイン地方に流入した時期と重なる。

ロヒンギャ関連地図(本稿に登場する主な地名)



その少し前、アジア・太平洋戦争期(1941~45)にラカインの仏教徒の一部が日本軍に、ベンガルのムスリムの一部が英軍によってそれぞれ武装化させられ、ラカイン地方は代理戦争の様相を呈していた。それにより終戦後も、ムスリムと仏教徒は反目するようになった¹³⁾。その中でベンガル人ムスリムが流れ込んできたため、仏教徒との対立が深まっていった。流入したムスリムの中にはムジャヒディンと呼ばれる武装勢力も混在しており、政情不安定な中でラカイン北西部のムスリムの総称としてロヒンギャの名が出てくるようになった¹⁴⁾。つまり、他集団とのアイデンティティの差異を、ロヒンギャという名乗りによって対外的に示す必要性が生じたと考えられる。

ロヒンギャが苦難の道を歩むようになるのは 1962 年からである。同年ネーウィン将軍(Ne Win)が軍事クーデターを成功させ、国軍主導によるビルマ式社会主義体制が敷かれた。それ以降、ビルマ政府はビルマ民族中心主義的(特に仏教を重視する)政策を推進し、ロヒンギャを不法移民として差別的に扱うようになった。1978 年には不法移民排斥を目的とする住民登録作業が政府により実施され、移民に対する攻撃の根拠を与えられたと考えた一部の仏教徒と軍隊がロヒンギャを襲った。その結果、約20万人のロヒンギャがバングラデシュに逃避した。また1991 年から1992 年にかけて、ミャンマー政府による抑圧的政策(強制的な土地接収、徴税、労働など)や一部住民による暴力を恐れて約25万人がバングラデシュに流出した150。

2012年6月には、ラカイン州でムスリムと仏教徒の間で大規模な衝突が起こり、多数のロヒンギャが庇護を求めてバングラデシュに逃げ込んでいる。そのきっかけとなったのは、ムスリムのロヒンギャと思われる集団が、仏教徒のラカイン人少女を襲った、同年5月末に発生した暴行殺人事件であった。2016年10月9日には、武装集団によってラカイン州の国境沿いに設置された警察施設3カ所が襲撃され、警察官9人が死亡する事件が起きた。ミャンマー国軍はロヒンギャによる襲撃とみて武装勢力の掃討作戦を行い、この混乱を避けるために同年年末までに約7万人のロヒンギャがバングラデシュへと越境した。翌年2017年8月になると、「アラカン・ロヒンギャ救世

軍(ARSA)」を名乗る武装勢力が突如現れ、ラカイン州の警察・軍関連施設を襲撃したことを契機として、ミャンマー国軍と治安部隊が過剰な反応をしてロヒンギャ集落で掃討作戦を行った。かくして、2018 年初めまでに70万人ものロヒンギャがバングラデシュへ移動し、それまでに同地へ流入したロヒンギャと合わせて111万人が難民キャンプで暮らすようになった¹⁶⁾。

ロヒンギャのミャンマーにおける社会的地位を不安定化させている主要因 に、1982年に施行された改正国籍法がある。その内容は、第1次英緬戦争 開始前年の1823年以前より現ミャンマー領土に住み続けている民族の子孫 のみが土着の民であり、「国民 (full citizens)」とみなすものである。この国 籍法はビルマに暮らす135の民族集団リストをもとに作られているが170、 そこにロヒンギャの名は掲載されていない。その他、1948年の国籍法の資 格に合致するものが申請できる「準市民(associate citizens)」の枠と 1948 年以前からのビルマ居住者とその子孫が申請できる「帰化国民(naturalized citizens) | の枠が存在するが¹⁸⁾、ロヒンギャはそれらの規定に当てはまらな いとされ、無国籍者となった190。たとえ何世代にもわたりミャンマーで暮 らしてきた事実があっても、ミャンマー政府にとってロヒンギャは「国民 | とはみなされない。「外国人 | のベンガル人 (Bengali) であり、ラカイン地 方にいるロヒンギャは不法移民として処置されるのである。そのためロヒン ギャには、ビルマ国民が享受するのと同等の権利が保障されていない。移動 の自由は著しく制限され、基本的な医療も教育も受けられず、暴行や殺害と いった人権侵害と迫害に脅かされてきた200。

大量の難民がキャンプで暮らしているバングラデシュでもロヒンギャの身分は危うい。バングラデシュ政府は大量に流入してくるロヒンギャ難民の流れを食い止めるため、1992年から難民ステータスの付与を停止している。財政難のバングラデシュでは、急増するロヒンギャに対する人道支援を続けていくのは困難であるという事情がある。バングラデシュ政府は国内に避難しているロヒンギャを最終的にはミャンマーへ送還したいと考えており、ミャンマー政府との関係を良好に保ちたいため、ミャンマー国軍によるロヒン

ギャに対する人権侵害については公に批判しないようにしてきた。また、バングラデシュ政府は難民増加を阻止するため、NGO や国連機関による対口ヒンギャ支援の許可は限定的なものとしてきた。そのように人道支援を消極的に進めることで求心力のないキャンプを維持し、長い間「生かさず殺さず」の難民政策を実施してきたわけである²¹⁾。死の危険を冒してまで越境してきたにもかかわらず十分な支援を受けられないため、衰弱したロヒンギャの子どもや高齢者が避難先のバングラデシュで絶命している²²⁾。

このように近年、ミャンマーとバングラデシュのどちらにもロヒンギャが落ち着いて暮らせる場所はない状態が続いた。ロヒンギャたちの人間らしい生活を送りたい、生きのびたいという強い想いにブローカーたちは商業機会を見出し、国を超えた人身売買ルートが築き上げられるようになった。そうして、安住の地を求めるロヒンギャを対象とする人身売買シンジケートが沿岸域に拠点を持つようになった。2015年時点で少なくとも、ミャンマー側に13、バングラデシュ側に11の人身売買シンジケートが存在しているとの報告がなされている²³⁾。ミャンマーで迫害され、逃避先のバングラデシュで劣悪な環境に置かれたロヒンギャの中に、人身売買シンジケートを利用することで、ボートピープルとして大海原へ繰り出す人々が続出するようになった。

2. インド洋の南下

船に乗ったロヒンギャがインド洋で頻繁に「発見」されるようになったのは、2006年の年末ごろからである²⁴⁾。アンダマン海を渡りタイ経由でマレーシアを目指すロヒンギャが急増したためである。人権 NGO アラカン・プロジェクトのクリス・レワ氏は、その背景について次の三点を指摘する。(1)長らくロヒンギャの主要な渡航(密入国)先であったサウジアラビアにおける入国規制が厳しくなったこと。(2)それまでサウジアラビアへ渡航するためにブローカーを介してバングラデシュ人パスポートを違法調達してい

たが、2005年を境にそれが困難になったこと。(3) 2006年8月にマレーシアがロヒンギャの居住や労働許可の登録手続きを開始したこと 25 。

なお 2005 年は、イギリス・ロンドンとインドネシア・バリ島でイスラーム過激派による爆破事件が起きている。世界規模でムスリムに対する査証発行や入国に関する規制が強化されるなかで(1)と(2)の出来事が生じたととらえられる。(3)の手続きは詐欺疑惑が発生したためすぐに停止となったが、この噂はミャンマー・ラカイン州北部とバングラデシュにいるロヒンギャのなかで瞬く間に広まった。中東への「逃げ道」を絶たれた閉塞的な状況のなか、(3)の知らせはロヒンギャの目に、生存のための一筋の光明として差し込んだに違いない。マレーシアが経済面で比較的豊かであり、不法就労であれ高い賃金を望めたこと、またムスリムが多数を占める「イスラーム国家」であることも、ロヒンギャの移動の動機付けとなった。

2011年に発表されたデンマーク入国管理局の報告書によると、ロヒンギャが不法越境する際、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュまでの移動に50から100米ドル一高い場合でも300米ドル以下一がブローカーに要求されるという。また、マレーシアへ渡るには500米ドルが必要となる。その他にも、密航ルート通過中に各所の役人に支払う賄賂まで用意しなければならない。ロヒンギャのなかには、土地や家畜を売り払うことで多額の現金を捻出し、息子を1人だけ密航させる家庭もみられる²⁶⁾。前出のクリス・レワ氏によると、北アラカンやバングラデシュからタイ南部沿岸までの密航に300米ドル未満が、最終目的地であるマレーシアまでの密航に700米ドルから1千米ドルがブローカーに求められるという²⁷⁾。ともあれ、ミャンマーで公的な身分を確保できないロヒンギャが支払うには大きすぎる額といえる。全財産を叩いてでも一縷の望みにかけて、安住の地を求めて南を目指すのである。

アラカン・プロジェクトの推計によると、2006年10月から2008年3月中旬までの約1年半の間に、8,000人を超すロヒンギャが主にバングラデシュからタイへ、そしてマレーシアへ向かったという²⁸⁾。特に11月から4月

までの北東モンスーン期はアンダマン海が穏やかとなり、航海に適した季節、いわゆる乾季となる。タイ海軍のスポークスマンが、2008年12月5日から13日までの約1週間に、576人のロヒンギャを乗せた5隻の船を拿捕したと伝えたことからも、インド洋の南下が乾季に集中しているのがわかる²⁹⁾。この時期に多くのロヒンギャがブローカーを介して船に乗り込み、南方へ旅立つ。とはいえ、アンダマン海はインド洋の一部となる大海である。乾季でも急な天候の変化で海が荒れることもある。しかも、ロヒンギャが乗る船は沖に出るにはあまりにも小さく、経年劣化が著しいものも多い。

2007年12月25日には、およそ240人のロヒンギャをマレーシアへと運ぶ密航船(トロール漁船1隻と乗合船2隻)がベンガル湾で沈み、およそ160人が溺死したとみられている。その翌週には、ミャンマー海軍によって船が沈められ、150人が命を落とした。2008年3月3日には、エンジン故障のためインド洋を22日間漂流していた船がスリランカ海軍によって救出されている。助かった71人のうち多くはロヒンギャであった³⁰⁾。こうしたロヒンギャを乗せた船の事故件数が目立つようになったことからも、マレーシアを目指す者が後を絶たなかったと想像できる。2005年末までに国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の駐マレーシア・クアラルンプール事務所で仮保護登録されたロヒンギャは1万1千人にすぎなかったが、2006年の終わりから劇的に増えたことからもマレーシアへの渡航希望者が多く存在したのがわかる³¹⁾。

2008年からは、マレーシアに到達したロヒンギャのなかには、タミル人、クルド人、アフガン人の先例にならってオーストラリアまで移動する者もあらわれるようになった。彼らはまずクアラルンプール、ペナン、またはジョホールバルを出発して、インドネシアのスマトラ島メダンに渡る。そこから西ティモールへ向かうのだが、二つのルートがある。一つはジャワ島経由で主に陸路を用いるルート。もう一つはスラウェシ島経由で海路を辿るルートである。西ティモールからはブローカーが用意した小船に乗ってアシュモア・カルティエ諸島に南下し、オーストラリア軍に逮捕された後にクリスマ

ス島の仮収容所へ移送される³²⁾。一部のロヒンギャはクリスマス島で抑留されてからパプアニューギニアのマヌス島にある仮収容所に運ばれるという³³⁾。いずれにせよ、ロヒンギャのインド洋南下の避難路ネットワークにおいて、マレーシアが重要な結節点の一つになっている。

3. 急増するロヒンギャへの対応

運よくマレーシアまでたどり着いたロヒンギャもいるが、道半ばにして断念せざるを得ない者も多い。海を越えてつながるバングラデシュとマレーシア、あるいはミャンマーとマレーシアの間に位置するタイで足止めを食うロヒンギャが多数いるのである。

タイ当局によるロヒンギャへの対応は(1)ヘルプ・オン政策と(2)プッシュ・バック政策の二つに大きく分かれる。(1)ヘルプ・オン政策とは、海上で船を一旦停止させた後、タイ本土に上陸しないことを条件として、必要とあれば水や食料、それにガソリンも与えてインド洋南下を黙認するというものである。タイ政府が対外的な反応を気にかけた、極力波風を立てないための方策である。その一方で(2)プッシュ・バック政策とは、海上で拿捕した後に仮収容所に入れ、最終的にはミャンマーへ帰すというものである。

(2) は陸路と海路が存在する。陸路の場合、ロヒンギャをタイ南部からタイ北部ターク県のメーソート郡へ移送させた後、国境を接するミャンマー側の街ミャワディへ追放する。ところが実際には、ブローカーを介して入国係官に賄賂を渡すことでメーソートに滞在し続けたり、自力でタイに戻ったりするロヒンギャがほとんどである³⁴⁾。ミャンマーへの「プッシュ・バック」がすすまないのは、メーソートが従来からロヒンギャによって使用されてきた避難ルートの途上に位置するため、ロヒンギャ・コミュニティがすでに形成されていることも影響している。1990年代にメーソートへやって来た当時14歳のある少年は、ミャンマーからバングラデシュへ逃避した後にインドへ、さらにミャンマーのマンダレーへ渡ったという。そこでブローカーを

通じてマンダレーからヤンゴン、そしてメーソートへ運ばれた。そうしてメーソートにたどり着いたロヒンギャのなかには、さらにバンコクへ移動し、ロティ(甘いクレープ菓子)売りで生計をたてる者もいる³⁵⁾。

海路は冒頭で紹介したように、拿捕後は特定の島(ラノーン県のサイデーン島)で拘留し、わずかばかりの食料を持たせてエンジンなしの船に乗せて海上で棄て去るというものである。このタイ当局による非人道的な政策はしばしば「柔らかな国外追放(soft deportation)」と言及される。本稿冒頭で紹介した 2009 年(事件は 2008 年発生)に海外メディアによって広く知られるようになった海路の「プッシュ・バック」は、その後も続けられたことがわかっている。2010 年 1 月には、91 名のロヒンギャを乗せた船がインドのニコバル諸島で、129 名のロヒンギャを乗せた船がインドネシア領海で漂流しているところを両国の当局に発見された。いずれの船もタイ国軍の「プッシュ・バック」によって海上を彷徨していた360。

こうしたプッシュ・バック行為は、過去のタイ国軍の姿とそっくり重なる。例えば1979年6月、タイ陸軍は40万人以上のカンボジア人避難民を、地雷原広がるカンボジアへ追い返したことがある。この結果、3000人以上が犠牲になったといわれている。ちょうどカンボジアが、ベトナムと中国を巻き込んで政情不安定な状況にあった時期である。1970年代後半はタイ国境に避難キャンプが設けられ、多くのカンボジア人が避難していたのである。この事件が起きた場所は、断崖絶壁に建てられたプレアビヒア寺院(タイ側の呼称はカオプラウィハーン)であった。数十万人のカンボジア人が否応なくこの崖から降ることを強要され、そして地雷によって命を落としたといわれている。この時もタイ国軍は国際世論から叩かれることになった。

主に国際機関によってプッシュ・バック政策が徐々に暴露されるようになる 2012 年ごろから、タイ当局は新たな政策へと舵を切るようになる。単に 国際的な監視の目がタイに注ぎこまれるようになったからではない。政策見直しの背景には、2012 年 6 月にロヒンギャ住民と仏教徒住民との間で発生した大規模な衝突後に、インド洋南下を試みるロヒンギャが急増したことが

ある。2012年6月から2014年4月の間だけでも、ロヒンギャを主とするおよそ8万6千人—2012年6月から12月にかけて1万6千人以上、2013年に5万5千人、2014年1月から4月にかけて1万5千人近く—がマレーシアを目指して船に乗り込んだとみられている 37)。また、2012年6月から2014年6月までの2年間で9万4千人という推計もある 38)。つまり、タイ領海域で遭遇する膨大な数のロヒンギャに対して、ヘルプ・オン政策も大胆なプッシュ・バック政策もとりにくい状況に陥ったと考えられる。

新たな政策は2013年の初めに開始された。海上で捕らえたロヒンギャに対して、6ヶ月間の一時的な人道的支援と保護を保障し、その間に彼らの受入先確保を含めた対応策を練るというものである。ところが実際には、構想どおりにロヒンギャを守ることはできなかった。まず、家族離散という状況をもたらした。ロヒンギャ男性はタイ警察によって仮収容所に入れられる一方、ロヒンギャ女性と子どもは社会開発・人間安全保障省によって避難施設に収容された。また、間断なくタイへ流入するロヒンギャに対して、彼ら全員を保護できるだけの十分な施設は用意できず、結果として国家権力によるプッシュ・バック政策も同時並行で実行されていた。2014年2月にも、タイの警察中将がメディア関係者に対して「(タイ領海で拘束したロヒンギャを)一度につき100人から200人を追放している」と語っている。同月にタイ当局がプッシュ・バック政策によってミャンマーへ追放したロヒンギャの数はおよそ1300人にのぼるとみられる390。

4. ジャーナリズムの危機

タイ当局の強権的な対処法がもたらす家族離散や国外追放という事態は、 国内外のメディアによって盛んに報道されるようになる。最終的には、国軍 のロヒンギャに対する暴力や人身売買、さらには殺人への関与までも指摘す る報告がなされるようになった。特に大きなきっかけをつくったのが、オー ストラリア人男性とタイ人女性のジャーナリスト2名によってウェブ上で発

— 78 —

信され続けた、ロヒンギャの英文記事である。オーストラリア人ジャーナリストの名はモリソン氏(Alan Morison)、タイ人ジャーナリストの名はチュティマー氏(Chutima Sidasathian)である。モリソン氏はオーストラリア、イギリス、香港でジャーナリストとしてのキャリアを積み上げた後、2002年にプーケット島へ移住して「プーケット・ガゼット(Phuket Gazette)」という地方新聞を発行する会社で働き始めた。そして2008年1月1日に編集長として、「プーケット・ワン(Phuket Wan)」というプーケット県の観光促進を目的としたウェブサイトを立ち上げた。そこでは観光客にとって有益なレストラン情報から在留外国人のための求人情報まで得られる、幅広いコンテンツが用意されている。そしてプーケットとその周辺地域で発生した出来事を掘り下げるなかで、チュティマー氏の精力的な調査に基づいてロヒンギャ関連のニュースが取り上げられるようになった。

「プーケット・ワン」上で初めてロヒンギャが取り上げられたのは、2008 年3月28日である⁴⁰⁾。パンガー県タクアパー郡のコーカオ島に上陸したロ ヒンギャが、住民の通報によってタイ警察に捕らえられたことを伝えた。タ イ側の通常の手続きは、ミャンマーからの不法入国者を国境まで送り返すこ とだが、ロヒンギャは国籍を与えられていないため、ミャンマー側から受け 入れが拒否される点を指摘している。それ以降も、冷凍魚を運ぶためのコン テナの中からロヒンギャが54人の死体とともに発見された事件⁴¹⁾ (2008/4/10)、「缶詰の鰯」のようなすし詰め状態でタイ海軍に発見された船 上のロヒンギャの話⁴²⁾ (2008/12/19)、香港の英字新聞に掲載された、在タイ 歴 25年のロヒンギャ男性がブローカーに金を払いタイで囚われの身になっ た同胞を助けているという記事の紹介⁴³⁾(2009/2/4)、ヘルプ・オン政策実行 をめぐるタイ海軍と外務省の相異なる証言⁴⁴⁾ (2010/3/22)、トラン県とサト ゥーン県で相次いで拿捕されたロヒンギャ船の知らせ⁴⁵⁾ (2011/1/22, 2011/1/24)、プーケット島最南端に位置するナイハンビーチでタイ警察に捕 らえられた約90名のロヒンギャが、その24時間後には行方不明となったこ と⁴⁶⁾ (2012/2/27) など、次々と外部に情報を伝えていった。

ロヒンギャ問題を発信し続けた結果、ある日突然タイ海軍の大佐がモリソ ン氏のオフィスにやって来る。2013年12月のことである。その約半年前の 7月17日に「プーケット・ワン」上で取り上げたロヒンギャ関連の記事が、 タイ刑法第328条の「名誉毀損」および2007年6月にタイで公布された 「コンピューター関連犯罪法 | 第14条第1項に抵触すると伝えられたのであ る。その記事内容は、「ロヒンギャ避難民の急増に目をつけたタイの海上当 局者が、ブローカーと手を組んで組織的に利益を得ていることが、密売業者 たちと20数人以上の航海生存者への、ロイターによる聞き取り調査から明 らかとなった | というものである⁴⁷⁾。また、ブローカーに手を貸すかわり として、海上当局者はロヒンギャ1人につき2千バーツ(約7千円)を、警 察はロヒンギャ1人につき5千バーツ(約1万7千円)ないし1隻(100人 乗船)に対し50万バーツ(約170万円)を要求するという、具体的な記述 まで含まれていた。この7月17日の記事内容は、同日にロイターの記者2 名がスペシャル・リポートとしてインターネット上で公開した文章を紹介し たものだった。ロイターによるロヒンギャ関連の記事のなかでも衝撃的な記 事内容であり、記者の1人であるジェイソン氏(Jason Szen)はその他の一 連のロヒンギャ報道も評価されて 2014 年のピューリッツァー賞(海外報道 部門)を受賞している。タイ海軍は「プーケット・ワン」で紹介された記事 内容は事実無根だと主張し、虚偽報道をインターネット上で発信した2人を 罪に問うたわけである。そして 2013 年 12 月 16 日、タイ海軍はモリソン氏 とチュティマー氏の2人、そして「プーケット・ワン」サイトを運営するビ ッグ・アイスランド社を告訴した。この時、モリソン氏は65歳、チュティ マー氏は31歳であった。

それまで「プーケット・ワン」ではタイ海軍の協力のもと、ロヒンギャにまつわる数多くの写真や情報を入手してきた。とりわけチュティマー氏には懇意にする海軍関係者がいたこともあり、寝耳に水の出来事だったようである。しかも、記事発信の大本であるロイターは告訴されることのない一方で、それほど規模が大きいわけでもない地方発の一介のウェブサイトが海軍

の標的にされたのである。世界的にみれば極小のウェブサイトであるにもかかわらず、この出来事は世界中のメディア機関と人権団体の目にとまった。2013年12月19日には東南アジア報道連合(SEAPA)から、同月27日には国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)から異議申し立てがなされた。今般の海軍による告訴は無知蒙昧の徒がなす行為であり、報道の自由を妨げる国家権力からの脅威である。そのためタイ政府は一国も早く海軍による起訴を取り下げるよう注意喚起したのだった。その後も、2015年6月30日に国際ペンクラブ(PEN)が、軍事暫定政権下におけるプーケット在住ジャーナリストに対する不当な扱いを危惧する声明を出している。同年7月9日には、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、アムネスティ・インターナショナル、国際人権連盟(FIDH)、東南アジア報道連合、人権と発展のためのアジア・フォーラム(FORUM-ASIA)、人権のためのアセアン議員連盟(APHR)、国際法律家委員会(ICJ)、世界拷問防止機構(OMCT)の八団体が共同でプラユット首相に書状を送り、起訴取り下げを要求した。

これら外部からの圧力が奏功したかどうかは不明だが、2015 年 9 月 1 日の判決は公訴棄却となり、2 人の無罪が言い渡された。この時の判決で要となったのは、ロイターが書き「プーケット・ワン」が引用した「タイの海上当局者(Thai naval security forces)」の解釈だった。海軍はこの記述を自らのことだと認識して裁判を起こした。ところが裁判所の判断によると、海軍は「Naval Forces」の一つではあるが、本来は「Royal Thai Navy」であり、記事に書かれた当局者は必ずしも海軍を名指ししたものではないとのことだった 48 。

「プーケット・ワン」をめぐる訴訟は一旦これで終焉に向かうのだが、この国際社会を巻き込んだ立て続けの出来事は思わぬところで波及効果をみせた。それは、タイ政府による本格的な内部調査が開始されたことである。2人のジャーナリストがロヒンギャ問題を発信し続け、海外のジャーナリストも関与することで国軍による人身売買問題が「露見」し、人権団体による強力な圧力がタイ政府にかかった結果である。裁判がすすめられている時期に

もブローカーの摘発が実施され、タイ南部の森の中からロヒンギャとみられる数十人の死体が掘り出され、原因究明のため軍部にもメスが入ることになった⁴⁹⁾。そして2015年6月以降、冒頭で紹介した元陸軍中将マナット・コンペンを含む人身売買関与者に対して逮捕状が発付され、2017年7月の裁判結果へとつながっていった。

おわりに

2018年9月10日、外国人ジャーナリスト主催のロヒンギャに関するパネル討論がバンコクにて開催される予定であった。しかし、突如警察が会場に現れて中止に追い込まれる事態となった。この討論のテーマは、「ミャンマーの軍部高官ははたして国際法の裁きを受けるのか(Will Myanmar's General Ever Face Justice for International Crimes)」であり、前月の国連による「ミャンマー国軍高官はロヒンギャ大虐殺の罪に問われるべき」との指摘を受けて設けられたものである。より正確には、国連人権理事会が設置した国際調査団が発表した報告書に記載された指摘で、ミャンマー国軍最高司令官を含む幹部6名を名指しして国際法廷で裁くよう求めるものであった。

2014年のクーデターによりプラユット首相を議長とする国家平和秩序評議会(NCPO)による軍事暫定政権が樹立してからというものの、タイでは言論統制の動きが強まってきている。メディアに対する規制は如実であり、国際人権 NGO ヒューマンライツナウ(HRN)は「NCPO はタイ国内での人権侵害を直ちに停止すべき」との声明文を出している。そこでは、すべてのメディアによる表現の自由が著しく制限されている点が指摘されたり、5人以上の政治的な集会を禁止する宣告に対して懸念が示されたりしている。

実際、2017年7月に筆者も参加した第13回タイ研究国際会議(The 13th International Conference on Thai Studies)後には、同会議の学術委員会議長を務めたチャヤン氏(Dr. Chayan Vaddhanaphuti)をはじめとする5名の出頭命令が下された。「5人以上の政治的な集会」を組織した罪を問うためで

ある。チェンマイで開催されたこの会議には国内外から 1224 人が参加しており、パネルの数も 174 にのぼった。発表のなかには NCPO に触れるものも含まれており、批判的な見解もみられた。会議最終日にマスコミの前で行った、NCPO に対する自由な学術活動の回復を求める共同声明は、翌日の新聞でも大きく取り上げられた。そのため NCPO は、学術活動においても言論統制を敷こうと試みたと考えられる。

上記したロヒンギャに関するパネル討論は、タイ軍部の責任を問うものではない。それにもかかわらず、開催中止に追い込んだ理由は何だったのだろうか。大きな理由として、プラユット軍事暫定政権下で順調に進むミャンマーとの経済的紐帯関係に亀裂を入れたくないという思いがあるだろう。2018年6月14日には、ミャンマーのウィン・ミン大統領がタイを訪問し、両国を結ぶ「東西経済回廊」と「南部経済回廊」という国際幹線道路の整備を推進し、両国の経済発展を促進させることで合意している。また、国軍が政治権力を握る点で両国は似たもの同士であり、両政府は国際的な居心地の悪さを共有している。できるかぎり内政不干渉を貫き、タイ政府として不用意な対立は避けたい考えもあるだろう。

しかし「プーケット・ワン」をめぐる出来事の一通りの経過を知るにつけ、それだけが理由ではないようにみえる。つまり、市井の民の声を恐れているのではないだろうか。その声を代表するものの一つが学者であり、そして何よりもジャーナリストである。メディアを通じて発信される情報は、インターネット上に載せられた時点で、(多くの場合)国境を越えて伝播し拡散し続ける。特定の情報が国際社会を動かし、タイ政治を揺り動かす可能性がある。タイ国軍関与のロヒンギャ人身売買問題は、「言論は武力に勝る」余地がタイに残されていることを思いがけずわれわれに教えてくれたのである。そうではあるが、楽観を許さない状況にあることは変わらない。最後に、2018年10月4日にチュティマー氏から筆者に送られてきたメールの一文を紹介し、本稿を閉じることにしたい。

タイでは、ロヒンギャ問題解決に向けて真剣に取り組む人々がいますが、彼らは国軍の影響力を強く受けています。軍人は法律に則した制裁はもちろんのこと、超法規的措置を駆使して脅迫し、恐怖を植えつけてきます。(中略)(軍をめぐる)問題はいまだ解決できないままなのです。

注

- 1) 2014年5月22日に軍によるクーデターが起こり、陸軍、空軍、警察で構成される 国家平和秩序評議会 (The National Council for Peace and Order: NCPO) が全権掌 握したことで、いわゆる軍事暫定政権が興った。プラユット・チャンオチャ (Prayuth Chan-ocha、1954年生まれ) が NCPO の議長となり、第37代首相に就い た。
- 2) マナット元中将に有罪判決が下った後、プラユット NCPO 議長兼首相は次のように語っている。「彼(マナット)は職務上の犯罪に手を染めた。裁判所が決めたことには従わねばならない。正しいことは正しい。間違っていることは間違っている。マナット中将の犯罪は氷山の一角にすぎない。その事件の過程にはたくさんの人間が関わっているだろう。マナットの野郎(Ai Manas、罵倒表現)1 人だけでやったわけじゃない。」 [Anonymous. 2017. Tatsin Khadi Khamanut Chao Rohingya Prayut Da 'Ai Manat' phen Thahan Khondiao Mai Thamhai Kong Thap Caeng(ロヒンギャ人身売買判決、プラユットが「マナットの野郎」一人だけで軍は潰せないと罵る」). Prachatai(2017/07/19、タイ語)]
- 3) Rivers, Dan. 2009. Probe Questions Fate of Refugees in Thailand. CNN (2009/01/26)
- 4) ムザファール (Muzaffar) という名のロヒンギャ男性のこと。彼は 2008 年 12 月初 旬、約 400 人のロヒンギャと共に 2 隻に乗り込みバングラデシュを発った。その 12 日後にタイ海軍 (Thai Navy) に捕らえられタイ本土から少し離れた島(ラノーン県のサイデーン島と推測されている)に連れていかれた。そして 12 月 18 日、海軍によって「海上置き去り」行為がなされた。その 10 日後、漂流した先のインドのアンダマン諸島で保護された。この時、98 人の命が救われたが、300 人以上は餓死や溺死したとみられている [Tharoor, Ishaan. 2009. Abandoned at Sea: The Sad Plight of the Rohingya. *Time* (2009/01/18)]。
- 5) 例えば、Gelling, Peter. 2009. Indonesia's Poor Welcome Sea Refugees. *The New York Times* (2009/4/18) では、ロヒンギャがタイ国軍によって公海上に見捨てられる一方で、インドネシアのアチェで一避難民保護のための基金不足という問題があるが一受け入れられている様子が対照的に報じられている。その他にも、Pollard, Jim. 2009. Pushbacks Exposed: Andaman Story of the Year. *Phuket Wan* (2009/09/03) などがある。
- 6) 難民に関する国際条約は、1951年に国際連合全権委員会議で採択された「難民の 地位に関する条約」(1967年に効力が発生した「難民の地位に関する議定書」とあ

わせて「難民条約」と通称される)があるが、タイ政府は批准していない。条約批准国ならば難民として遇されるであろう人々をタイ政府は避難民として扱っている [久保忠行, 2009「タイの難民政策:ビルマ(ミャンマー)難民への対応から」『年報タイ研究』9:79-97.]。

- 7) ヒューマン・ライツ・ウォッチのアジア局長らが編集者となり、Mathieson, D. S. 2009. Plight of the damned: Burma's Rohingyas. Global Asia, 4 (1): 86-91. の論考をもとにした報告書が作成されている。同書の「政策提言/勧告」の項目では、ロヒンギャ庇護希望者が上陸しているタイを含む各国政府に対して、公海上への追い返しや強制送還をしないよう訴えている。また、国際的な難民の定義を国内法に組み込むことで、国際基準に則した生存の権利を与えるよう勧告している。同報告書は、「生死をさまよう人々: ビルマのロヒンギャの窮状」(2009) として邦訳されている。
- 8) 近年刊行された論考の一部を紹介する。(1) 根本敬, 2017「ビルマ ロヒンギャ問題の憂鬱:『二つの壁』から読み解く」『世界』892:196-203頁. (2) 中西嘉宏, 2017「ミャンマー・複雑化する『ロヒンギャ問題』の構図」『外交』45:72-75頁. (3) 日下部尚徳, 2018「バングラデシュから見たロヒンギャ問題」『世界』908:198-207頁. (4) 重政公一, 2018「ミャンマーのロヒンギャ問題とASEAN:内政不干渉と保護する責任の狭間で」『国際政治』190:81-96頁. (5) 宇田有三, 2018「『ロヒンギャ問題』の問題化」『季論21』39:4-12、27-33頁. これらの他にも、論文ではないが、2018年3月刊行の『ムスリム系移民・難民と東南アジアの民族間関係』(篠崎香織・西芳実編、京都大学東南アジア地域研究所)に所収されている、(6) 斎藤紋子「ミャンマー社会と多宗教・多民族共生の難しさ:ムスリムの事例から」(10-16頁)、(7) 高田峰夫「『2016年10月9日事件』と『ロヒンギャ』:バングラデシュからの見方」(23-35頁)という報告がある。ミャンマーとバングラデシュのどちらでもないが、同書に収められている (8) 篠崎香織「ムスリム系移民・難民が揺るがしうるマレーシアの民族間関係」(17-22)もあわせて読むとロヒンギャを取り券く国際問題への理解が深まる。
- 9) 論考数だけでなく、近年は研究対象の幅も広くなっている。例えば、Nair, Tamara. 2015. The Rohingyas of Myanmar and the Biopolitics of Hunger. *Journal of Agriculture, Food Systems, and Community Development*, 5 (4): 143-147. では、ロヒンギャの食料不安(food insecurity)がどのようにして国家によって引き起こされているのかを明らかにしている。
- 10) 例えば、(1) 山田美和,2010「アンダマン海を南下するロヒンギャ:移民・難民・ 人身取引・無国籍」『アジ研ワールド・トレンド』16(1):53-57頁. や(2) 青木 (岡部) まき,2015「越境的課題としての人の移動:タイにおける非正規移民に関 する制度とその歴史的背景」西芳実・篠崎香織編『緊急研究集会報告書 東南アジ アの移民・難民問題を考える:地域研究の視点から』地域研究コンソーシアム他, 8-12頁. がある。
- 11) タイのロヒンギャを論じたものは、英語もタイ語もタイ人が関わる出版物が目立

- つ。例えば以下の3点がある。(1) Sidasathian, Chutima. 2012. Rohingya: The Persecution of A People in Southeast Asia. n. p. (2) Sivasomboon, Busaba. et al. 2013. Stateless Rhingya: Running on Empty. BurmaConcern, Regional Center for Social Science and Sustanable Development, Chiang Mai University and the Asian Resource Foundation. (3) Prichatat, Dunlayaphak、2015 「Rohingya: Rat, Chatiphan, Prawatisat lae Khwamkhatyaeng (ロヒンギャ:国家、民族、歴史、そして抗争)」 Matichon (タイ語).
- 12) 根本敬, 2014『物語ビルマの歴史』中公新書, 430頁.
- 13) 仏教徒とムスリムの共存関係が崩れるきっかけをつくったのは、アラカン王国を滅ぼしたビルマ王国(コンバウン朝、1752-1886)の侵略である。ビルマ民族による統治を避けるため多くのムスリムがベンガルに避難した。そして1824年に第1次英編戦争が起き、1826年にラカインがイギリスの支配下に入ると、ベンガルから大量のムスリムがビルマに戻ってきた。その結果、ラカイン北部に住む仏教徒とムスリムの関係性は悪化していった。さらに1886年、ビルマ全土がイギリスに植民地化されたのを契機にインド系移民が各地に流入するようになり、ラカイン北西部に定住するベンガル人ムスリムが増えたことでその土地の仏教徒との不協和音が高まっていった[根本前掲書199頁(注8の(1))]。
- 14) 根本敬、2015「ロヒンギャ問題はなぜ解決が難しいのか」『SYNODOS』(URL: https://synodos.jp/international/15523、最終閲覧日:2018年9月25日)
- 15) アジア福祉教育財団編,2007『バングラデシュにおけるロヒンギャ難民の状況及び 支援状況調査報告』アジア福祉教育財団.
- 16) [日下部前掲書 198-199頁 (注8の(3))]。2016年10月9日の事件に関しては、 「高田前掲書(注8の(7))] に詳しい。
- 17) ミャンマー政府による非客観的な見解に基づく民族分類による。ミャンマーに限った話ではなく、政府が民族分類に関与した時点でそこに政治性がまとわりつく。なお、135 民族の中で主要民族とされるのはビルマ、シャン、カレン、ラカイン、モン、チン、カチン、カレンニー(カヤー)の8 民族である。
- 18) Burma Citizenship Law (URL: https://www.refworld.org/docid/3ae6b4f7lb.html、最終閲覧日: 2018 年 9 月 26 日)
- 19) アムネスティは無国籍の問題に関して、ミャンマー政府に次のような勧告をした。
 (1) 国籍に関するあらゆる法規や決定は、人種・肌の色・民族的出自・性・言語・宗教による差別を廃していること。(2) 国の領内で出生し、その他の国では国籍が得られない人、特に子どもたちに対し、いかなる差別もなく完全な市民権とともに国籍を付与すること。(3) 国の領外で出生したが、ビルマに真正で実効的なつながりをもつ人に対し、国籍を付与すること。(4) 国籍付与を拒否する決定が正しい根拠によること、その理由は文書で示されること、国籍申告者本人が理解できる言語で通達されること。(5) 国籍の申告者は、拒否決定に対して抗議する権利を有すること、この抗議は独立公正な機関によって審理されること。(6) 国籍を取り消す権限は、個人が恣意的に国籍を剥奪されることのないよう、精査されること。その

- 他、無国籍者の地位に関する条約(1954年)、無国籍削減のための条約(1961年)、市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約、1966年)、および、差別撤廃条約(1969年)といった国際条約に加盟するようミャンマー政府に注意を促している(ただし勧告当時はビルマ政府)。[アムネスティ・インターナショナル日本ビルマ(ミャンマー)調整チーム編、2004『ビルマ(ミャンマー)少数民族ロヒンギャ:基本的人権の否定』アムネスティ・インターナショナル日本.]
- 20) ロヒンギャに対する人権侵害の実行者として度々言及されるのが「ナサカ (NaSaKa)」と呼ばれる国境警備隊である。ビルマ語で「国境監視 (Nay-sat Luwin-mu Sit-say-ye hnin Kut-kwey-hmu Hta-na-gyoke)」を表す頭文字から呼び名はきている。国境警備隊には一般の警察官だけでなく、軍情報部員、税関職員、ロンテインと呼ばれる暴動取締警察官、移民人材省役人も含まれる[アムネスティ・インターナショナル日本ビルマ(ミャンマー)調整チーム編前掲書(注 19)」。
- 21) [日下部前掲書 202 頁 (注8の (3))]。ただし、2017 年 9 月中旬から積極的な難民 支援へと政策を転換している。それまでミャンマー政府に同調姿勢を取ってきたバングラデシュ政府であったが、同月 21 日に開かれた国連総会において、難民の帰還受け入れをしないミャンマー政府に対する非難声明を出した。同年 11 月 15 日からはバングラデシュとミャンマー両国政府がミャンマーの首都ネーピードーで会合 を開き、同月 23 日に合意文書の署名をした [日下部前掲書 203-204 頁 (注8の (3))]。そうではあるが、2018 年 11 月現在になっても、難民帰還は開始されていない [新田裕一, 2018 「ロヒンギャ難民:進まぬ帰還 国連「再び迫害の恐れ」『日本経済新聞』(2018/11/22)]。
- 22) 2017 年 12 月に難民キャンプを訪問した菱田雄介 [2018,「ロヒンギャ難民キャンプの現実」『世界』132 (4):174-175.] は、「難民の住居は、細い木と竹を編んで作った骨組みにターポリンという防水布を貼って作られている。土台の部分は土を塗り固めてあるだけだ。熱帯気候とはいえ朝晩は冷え込む。しかし、彼女たちの寝床は海水浴で使うシートのようなペラペラのゴザー枚。枕は薪の袋を使っているという。両親、4人の弟妹とともにここで暮らすセヌアラさんは手足が長く、黄色いスカーフがよく似合う美しい女性だが、彼女の生活は原始時代そのものだ。住居の外に建てられたトイレは、ただ溝が掘ってあるだけで、流れの少ない川へと繋がっている。この家は川が近いからましだが、川にも繋がらず、ただ穴だけ掘ってあるトイレも多い。衛生状態は劣悪である」と、キャンプ地の様子を報告している。
- Bashar, Iftekharul. 2015. Checking Human Smuggling: The Bangladesh-Myanmar Borderland. RSIS Commentary 123 (2015/05/21).
- 24) 2006 年に 1225 人、2007 年に 2763 人、2008 年 (12 月 17 日まで) に 4886 人のロヒンギャがタイで捕らえられた [Sidasathian, Chutima. 2008. 'Starving' Boatloads: Phuket Call for UN Action. *Phuket Wan* (2008/12/17)]。同記事では、2008 年 12 月 5 日から 13 日までの間で全5 隻、計 576 人のロヒンギャがタイの領海で捕らえられたことが伝えられている。その中でも最大の集団は1 隻に 210 人が乗り込んでおり、スリン諸島に拘引された。その時期に筆者は、スリン諸島の少数民族モーケン

- の村落で住み込みの調査をしておりロヒンギャと邂逅している。
- 25) Lewa, Chris. 2008. Asia's New Boat People Forced Migration Review 30: 40-42.
- Danish Immigration Service 2011 Rohingya Refugees in Bangladesh and Thailand, pp. 42-44.
- 27) [Lewa op. cit., p. 40 (注 25)]
- 28) [Lewa op. cit., p. 40 (注 25)]
- 29) 「Sidasathian op. cit. (注 24)]
- 30) [Lewa op. cit., p. 40 (注 25)]
- 31) [Sivasomboon *op. cit.*, p. 66 (注 11)]
- 32) [Sivasomboon *op. cit.*, p. 31 (注 11)]
- 33) Anonymous. 2017. Rohingya Asylum Seeker Claims He was Pressured to Accept Cash from Australis to leave Manus. SBS News (2017/09/20) (URL: https://www.sbs.com. au/news/rohingya-asylum-seeker-claims-he-was-pressured-to-accept-cash-from-australia-to-leave-manus、最終閱覧日: 2018 年 10 月 1 日)
- 34) [山田前掲書 54-55 頁(注10の(1))]
- 35) Equal Rights Trust and Institute of Human Rights and Peace Studies, Mahidol University 2014 Equal Only in Name: The Human Rights of Stateless Rohingya in Thailand, pp. 40-41.
- 36) [Danish Immigration Service op. cit., p. 47 (注 26)]
- 37) Campbell, Charlie. 2014. U.N.: 86,000 Rohingya Have Fled Burmese Pogroms by Boat, Time (2014/06/12)
- 38) [Equal Rights Trust and Institute of Human Rights and Peace Studies, Mahidol University op. cit., p. 37 (注 35)]
- Campbell, Charlie. 2014. Thailand Sends 1,300 Rohingya Back to Hell Time (2014/02/14)
- 40) Morison, Alan and Maewmong. 2008 'Deathship' Burmese Muslims Forced Back to Border. Phuket Wan (2008/03/28)
- 41) Sidasathian, Chutima and Morison, Alan. 2008. Horror of Human Trade: 54 Die in Phuket Bound Container. *Phuket Wan* (2008/04/10)
- 42) Sidasathian, Chutima. 2008. Phuket Navy Holds Rohingya: Photo Special. Phuket Wan (2008/12/19)
- 43) Sidasathian, Chutima and Morison, Alan. 2009. Phuket's New Rohingya: Bought from a Smuggler. Phuket Wan (2009/02/04)
- Sidasathian, Chutima and Morison, Alan. 2010. Boatpeople off Thailand: Conflicting Accounts Grow. Phuket Wan (2010/03/22)
- 45) Sidasathian, Chutima and Morison, Alan. 2011. Rohingya Boat, 91 Held on Andaman Coast: Seven More Boats May Be at Sea. Phuket Wan (2011/01/22) Sidasathian, Chutima and Morison, Alan. 2011. Second Boat Ashore on Andaman Coast: More Refugees Sailing South. Phuket Wan (2011/01/24)

- 46) Morison, Alan and Sidasathian, Chutima. 2012. Phuket's Boatpeople: Gone Within 24 Hours. Phuket Wan (2012/02/27)
- 47) Szep, Jason and Grudgings, Stuart. 2013. Special Report: Thai Authorities Implicated in Rohingya Muslim Smuggling Network. Reuters.
- 48) タイ海軍による 2 人の訴訟から無罪判決に至る過程については、次のサイトを参照した。(URL: https://freedom.ilaw.or.th/case/554、最終閲覧日: 2018 年 10 月 1 日)
- 49) マレーシアとの国境に近いソンクラー県サダオ郡の森の中にキャンプ地が設けられ、そこにバングラデシュ人を含む大量のロヒンギャが拘留されていた。人身売買組織は彼らを竹でつくられた檻の中に閉じ込め、親族に身代金を要求し、支払えない者に対して暴行を加えた。そのようにして惨殺され地中に埋められたロヒンギャが、2015年5月初旬に発見されることになった。これを機に、マナット元陸軍中将や役人など103人が人身売買、殺人、性的暴行などの罪に問われて起訴された。